

甲賀市農業委員会活動方針

(令和2年4月～令和5年3月)

甲賀市農業委員会

1. 基本方針

甲賀市は滋賀県の東南部に位置し、市の東側は標高1,000mを超える山々が連なる鈴鹿山脈により、西南側は信楽盆地とこれらに続く丘陵性山地により、各々三重県・京都府に接しています。野洲川・杣川・大戸川沿いに平地が開け、その周辺に近江米を産する穀倉地域が広がっており、土地利用型農業が営まれています。

わが国では、農業の担い手の高齢化や後継者不足による農業人口の減少や農地の荒廃などが深刻化し、農地や担い手の対策を強化することが喫緊の課題となっています。

甲賀市でも、農業従事者の減少や獣害の増加によって遊休農地が増加傾向にあり、農村環境の悪化が危惧されています。

現在、国では農地利用の最適化推進として、地域における担い手の育成・確保を一層推進していくことと併せて、農地を優良な状態で確保してその有効利用を図るために、意欲のある生産者に農地を集積する施策が進められています。

そのため、平成28年施行の改正「農業委員会等に関する法律（農業委員会法）」で、「農地利用の最適化推進」が農業委員会の業務となり、さらに令和元年5月公布の改正「農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理事業法）」では、農業委員会が「人・農地プラン」策定に向けたコーディネーター役を担うこととなりました。

甲賀市農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に定められた農地行政の適正な執行とともに、農地利用最適化の推進に向けて、農業委員及び農地利用最適化推進委員一人ひとりが地域農業者のリーダーとしての役割を果たし、活力ある農業の実現に向け、積極的に活動するものであります。

2. 活動計画

1) 農地行政の適正な執行（農業委員会法第6条第1項）

農地法に基づく農地の権利移動・転用許可、その他法令の権限に属した農地の利用調整に関する事項など、農業委員会の所掌事務を適正に執行します。

2) 農地利用最適化の推進（農業委員会法第6条第2項、農地中間管理事業法第26条第3項）

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、県、市、JA、農業委員会協力員（改良組合長）等と連携し、農地利用の最適化を推進します。

①農地利用の現状把握、遊休農地、違反転用の発生防止・解消

②「人・農地プラン」の策定・見直しのコーディネーター役として担い手への農地集積・集約の推進

③地域農業の担い手である認定農業者、新規就農者の確保・育成及び集落営農の組織化・法人化

3) 情報の収集及び提供（農業委員会法第6条第3項）

農地利用最適化の推進に関する情報を収集し、農業委員会だよりやホームページ、全国農地ナビ等を活用し情報を発信します。

4) 「農地利用最適化施策に関する意見書」の提出（農業委員会法第38条）

農地利用の最適化推進の進捗状況及び地域農業者の意向を踏まえた「農地利用最適化施策に関する意見書」を行政関係機関に提出します。

5) 農業者年金制度等の加入推進（独立行政法人農業者年金基金法）

農業者が経済的に安定した生活を送るため、農業者年金への加入を推進するとともに、後継者や女性が農業経営に意欲が持てる家族経営協定の締結を働きかけます。

6) 地産他消の推進（食料・農業・農村基本計画）

農業委員会が関係機関と連携し、消費者と生産者をつなぐ活動を進め、安全・安心な農産物の地産地消から地産他消への拡大を推進します。

法令に則り農地制度を執行する農業委員会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員一人ひとりが法令遵守を徹底し、自覚と責任をもって、その使命を全うします。